

星琳高等学校いじめ防止基本方針

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」という定義、いじめの未然防止、早期発見及びいじめに対する適切な対処について、すべての教職員の共通理解を図る。
- (2) すべての生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじるとともに、相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (3) 「いじめはどの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、特定の教職員が抱え込むのではなく、全ての教職員で生徒の尊厳を守るための取り組みを行う。
- (4) 学校における様々な行事や教育活動全体を通じた人権学習の充実により、生徒の社会性・協調性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養う。
- (5) 生徒に対して、いじめが人間の尊厳を傷つけ、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないと強い認識を持たせることに努める。
- (6) 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにも関わらず、心身の苦痛を感じない者等がいる事を理解し、適切に対応する。
- (7) 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (8) 学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめが起きない・いじめを許さない環境をつくる。

2 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組

(1) 道徳・人権教育の推進

道徳・人権に関するホームルーム活動や講演会等を通して、自他ともに健全な心の成長及び人格の形成を図る。

(2) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

3 いじめの未然防止のための取組（ネット上のいじめを含む）

(1) 教育相談体制の充実

クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

(2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であることや、観衆や傍観者が及ぼす影響等について、生徒集会や学年集会等において生徒への啓発と注意喚起に努める、またSNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会を実施し生徒への注意喚起に努める。

(3) 情報モラルの醸成

(ア) ネット上のいじめ防止は、次の3点を特に注意する。

- ・他人の人権に関わる誹謗中傷等を書き込まない。
- ・個人及び他人のプライバシーに関する書き込みをしない。
- ・公共のマナー、常識に反するものを掲載しない。

(イ) ネット上の不適切な書き込み等の発見や報告を受けた場合は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに連絡し、直ちに削除する措置をとる。

(ウ) 生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。

(エ) 学校における様々な教育活動を通して、情報モラル教育の推進に努めるとともに、保護者に対しても情報モラル教育についての理解と協力を求めていく。

4 いじめの早期発見のための取組

・月に一度いじめに関するアンケートや学校生活アンケート等を実施し、定期的に教育相談を実施する。

・教職員は、いじめに関するアンケートや学校生活アンケートの内容や学級日誌の内容から、定期的な個人面談を実施する。また、必要に応じて家庭訪問等を実施する。

・定期的に学年会議を実施し、生徒の情報交換と教職員の共通認識を図る。

・学期毎に生徒情報に関する職員会議を実施し、全ての教職員の共通認識を図る。

・定期的に人権・いじめ対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）による対策会議を開き、実施した各種アンケート内容の確認等を行う。

・全ての教職員は、会議等で得た生徒の個人情報について細心の注意を払い取り扱う。

(1) 保護者との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(2) 外部機関との連携

警察署（スクールサポーター）や青少年相談センター等の外部機関と定期的に情報交換する

中で、学校外におけるいじめ等の問題行動の早期発見に努める。

5 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処・ネット上のいじめを含む）

(1) 基本的考え方

- (ア) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条（以下、「法」という）の学校いじめ対策組織による認知を行う。
- (イ) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害性に着目した判断により、いじめに該当するか否かを判断する。
- (ウ) 被害生徒を守り通すという基本理念に基づき、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (エ) 加害生徒の指導に当たっては、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼とせず、社会性向上等の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (オ) 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、ない生徒もいることに配慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえてすべての教職員の共通理解のもと保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、適切に対応する。
- (カ) インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるように即時指導を徹底する。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
生徒の保護者から相談等があった場合には、真摯に傾聴する。また、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保に努める。
- (イ) 教職員は一人で抱え込まず、職員の情報共有の対応として速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、人権・いじめ対策特別委員会（いじめの防止等の対策のための組織）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (ウ) いじめの疑いがある事案を把握した段階で、速やかに、管理職から県私学振興課へ第一報を行う。
- (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(カ) 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

また、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) 被害生徒又はその保護者への支援

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、学校として徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめを受けた生徒・保護者の不安の除去と安全の確保に全力を尽くす。その際、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、人権・いじめ対策委員会が中心となって対応する。被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際スクールカウンセラーや訪問相談員の協力を得て心身のケアを行うとともに、いじめに係る行為が止んでいる状態及び被害生徒・保護者がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていない状態になるよう、相当の期間をかけて面談等の必要な支援を継続して行う。

(4) 加害生徒への指導又はその保護者への助言

(ア) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴き取りを行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(イ) 事実関係の聴き取り後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(ウ) 加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させる等、毅然とした態度で指導する。

なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや訪問相談員、関係機関、専門機関の協力を得て、教育的配慮の下、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

(ア) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(イ) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努め

る。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導をとおして、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (イ) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、地方法務局・所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (ウ) 早期発見の観点から、所轄警察署等と連携し、学校ネットパトロールを実施する。
- (エ) 情報モラル教育を進めるため、必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して、いじめ対策特別委員会での会議により校長が判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事態への対処

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る原因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」からの抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態が発生した場合、学校長は直ちに県私学振興課を通じて県知事へ事態発生について報告を行う。
- ② 重大事態に係る調査は、速やかに人権・いじめ対策委員会が行う。また、学校長は重大事態の性質に応じて適切な専門家を人権・いじめ対策委員会に加え、特別対策委員会（第三者委員会）を組織する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① 学校長は、速やかに県私学振興課を通じて県知事へ重大事態の調査結果について報告を行う。
- ② いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称：「人権・いじめ対策委員会」

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- (ア) いじめの相談・通報の窓口としての役割を担い、いじめに関する情報があがった時は、直ちに会議を開いて、いじめの情報の迅速な収集と記録及び共有、関係のある生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- (イ) 地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との密な連携協力を図る役割を担う。
- (ウ) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

(構成員) 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権同和教育推進教員、
養護教諭、学年主任、当該クラス担任

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

(ア) 7の(1)において組織される特別委員会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(イ) 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(ウ) 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

(エ) 第22条における組織構成員を母体とし重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

8 学校評価における留意事項等

- ・いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に関する事。
- ・いじめの発生が隠蔽されることなく、いじめの早期発見や早期解決に向けた取組に関する事。